

# I テキスト改正分

			改正前	改正後	備考
1	テキスト	P.12	①権利関係：得点目標16問中10点	権利関係は21年度より14問出題されることになりました。得点目標は14問中8点です。	21年度試験より試験内容の構成（各出題分野からの出題数）が変更になることが発表されました。
2	テキスト	P.12	②宅建業法：得点目標16問中14点	宅建業法は21年度より20問出題されることになりました。得点目標は20問中18点です。	21年度試験より試験内容の構成（各出題分野からの出題数）が変更になることが発表されました。
3	テキスト	P.13	③法令上の制限：得点目標9問中7点	法令上の制限は21年度より8問出題されることになりました。得点目標は8問中6点です。	21年度試験より試験内容の構成（各出題分野からの出題数）が変更になることが発表されました。
4	テキスト	P.13	④税その他：得点目標9問中5点	税その他は21年度より8問出題されることになりました。得点目標は8問中4点です。	21年度試験より試験内容の構成（各出題分野からの出題数）が変更になることが発表されました。
5	テキスト	P.17	目標10点	目標8点	
6	テキスト	P.17	試験では16問出題されます。10点以上取れば合格が見えてきます。	試験では14問出題されません。8点以上取れば合格が見えてきます。	
7	テキスト	P.275	目標14点	目標18点	
8	テキスト	P.275	試験では16問出題されます。14点を目標して頑張りましょう。	試験では20問出題されません。18点を目標して頑張りましょう。	
9	テキスト	P.405	目標7点	目標6点	
10	テキスト	P.405	試験では9問出題されます。7点以上を目標にしましょう。	試験では8問出題されます。6点以上を目標にしましょう。	
11	テキスト	P.493	目標5点	目標4点	
12	テキスト	P.335 案内板	宅地建物取引業者のみを社員とする社団法人	宅地建物取引業者のみを社員とする一般社団法人	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行による改正
13	テキスト	P.355 案内板		歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却・変更をしようとする場合は、30日前までに、市町村長に届出る旨を重要事項説明事項に追加。	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行による改正

14	テキスト	P.497 ズバリ解決	また、標準税率は4%ですが、土地・居住用家屋については平成18年4月1日から平成21年3月31日までの特例で3%になります。	また、標準税率は4%ですが、土地・居住用家屋については平成21年4月1日から平成24年3月31日までの特例で3%になります。	地方税法改正 税率の特例措置（4%→3%）を3年延長
15	テキスト	P.508 基本を理解	なお、平成19年、20年の入居者に限り、期間10年の控除と期間15年の控除のどちらかの適用を受けるか選択することができます。	控除期間10年間と15年間の選択制は廃止されました。	租税特別措置法改正
16	テキスト	P.508 基本を理解	適用要件①平成20年12月31日までに居住していること（平成20年で制度終了予定）	適用要件①平成25年12月31日までに居住していること	租税特別措置法改正

## II 問題集改正分

1	問題集1	P.10	(得点目標：16問中10点)	(得点目標：14問中8点)	
2	問題集2	P.10	(得点目標：16問中14点)	(得点目標：20問中18点)	
3	問題集2	問58-1 問題	財団法人	一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
4	問題集2	問58-1 解説	保証協会は財団法人ではなく社団法人です。	保証協会は一般財団法人ではなく一般社団法人です。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
5	問題集2				一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
6	問題集2	問61-1 解説	社団法人	一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
7	問題集2	問61-2 問題	財団法人	一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
8	問題集2	問61-2 解説	保証協会は財団法人ではなく社団法人です。	保証協会は一般財団法人ではなく一般社団法人です。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
9	問題集3	P.10	科目別攻略ポイント 法令上の制限（得点目標：9問中7点） 税・その他（得点目標：9問中5点）	科目別攻略ポイント 法令上の制限（得点目標：8問中6点） 税・その他（得点目標：8問中4点）	
10	問題集3	P.242 問4-3解説	次に、平成20年度まで（平成21年3月31日まで）は、土地全般と住宅である家屋については特例によって、100分の3とされていました。	次に、平成23年度まで（平成24年3月31日まで）は、土地全般と住宅である家屋については特例によって、100分の3とされています。	地方税法改正 税率の特例措置（4%→3%）を3年延長

11	問題集3	P.245 問5-2解 説	なお、平成20年度まで(平成21年3月31日まで)は、土地全般と住宅である家屋については特例によって、100分の3とされています。	なお、平成23年度まで(平成24年3月31日まで)は、土地全般と住宅である家屋については特例によって、100分の3とされています。	地方税法改正 税率の特例措置(4%→3%)を3年延長
----	------	---------------------	-------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	----------------------------